地域生活支援事業の内容

事業名	内容
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みの支援を行います。
相談支援事業	市が委託する相談支援事業所（基幹相談支援センター）において、障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等を行います。 また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある方に対して、成年後見制度を利用する際の支援及び費用の補助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣やビデオ通話による遠隔手話通訳サービスなどを行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
日常生活用具給付等事業	在宅生活を営む上で、日常生活用具を必要とする障がいのある方に対して、給付又は貸与することにより、障がい者の日常生活の便宜を図ります。
移動支援事業	心身の障がいのために屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援（個別ヘルパー派遣、視覚障がい者ガイドヘルパー派遣等）を行います。 また、障がい児の学校送迎活動を支援します。
地域活動支援センター事業	市が委託した地域活動支援センターに、障がいのある方が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ることで、地域生活を支援します。
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会障壁」を除去するため、障がいに対する理解を深める研修・啓発を行います。

事業名		内容
日常生活支援事業	訪問入浴サービス事業	居宅介護等の入浴介護を受けることができない重度の身体障がいがある方（障がい支援区分3以上）に、訪問による入浴サービスを提供します。
	障がい者自立支援訓練事業	福祉ホーム等に居住している障がいがある方に、ケアグループによる介助サービスを提供します。
	生活訓練等事業	障がいのある方に対して、日常生活上必要な訓練、指導等を行います。
	身体障がい者福祉センター事業	身体に障がいのある方を対象にした講座等を開催します。
	日中短期入所事業	居宅において介護者の疾病等の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な障がいのある方について、施設等に短期間の入所を行い、入浴、排せつ又は食事の介護等のサービスを提供します。ただし、宿泊を伴わないものに限ります。
社会参加支援事業		障がいのある方を対象に、スポーツ教室開催等を行います。また、上肢・下肢・移動・体幹機能障がいの方の自動車運転免許取得費や自動車改造費への助成、車いすの使用に配慮した重度身体障がい者介護用車両改造費等への助成を行います。
重度障がい者等就労支援特別事業		重度の障がいのある方に対して通勤支援や職場等における支援を実施することにより、就労機会の拡大や社会参加の促進を図ります。
専門性の高い相談支援事業（※）		発達障がい、高次脳機能障がいなど専門性の高い障がいについて、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（※）		手話通訳者・要約筆記者養成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（※）		手話通訳者・要約筆記者派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を行います。
地域生活支援拠点等・ネットワーク運営推進事業		障がい者が地域の中で孤立することなく、住み慣れた環境で暮らし続けられるよう、個別支援等のコーディネートや、緊急時における受け入れ先の確保等を担う地域生活支援機能の連携強化を図ります。

※ 山形県との共同設置になり、窓口は山形県になります。